

香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月4日

香川県人事委員会委員長 関 博 徳

## 香川県人事委員会規則第10号

### 香川県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

香川県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1 本序（第2条関係）		別表第1 本序（第2条関係）	
機関	職	機関	職
知事の事務部局	部長、局長、知事公室長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、予算調整室長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、総務学事課の庁舎管理、政策法務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する副主幹、 <u>人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、政策課の予算を担当する主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事</u>	知事の事務部局	部長、局長、知事公室長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、参事、課長、予算調整室長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、組合検査主幹、検査主幹、主幹、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、総務学事課の庁舎管理、政策法務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の <u>行政改革関係の事務を担当する</u> 課長補佐、政策課の室長補佐、政策課の政策又は予算関係の事務を担当する副主幹、総務事務集中課の総務事務改革関係の事務を担当する副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、政策課の予算を担当する主任、人事・行革課の <u>人事、給与、服務又は行政改革関係の事務を担当する</u> 主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の <u>人事、給与又は服務関係の事務を担当する</u> 主任主事
略		略	
教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、主任管理主事、管理主事、	教育委員会の事務部局	教育長、教育次長、政策調整監、課長、政策主幹、副課長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する副主幹、 <u>義務教育課の人事関係の事</u>

	総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、 <u>義務教育課</u> の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事又は給与関係の事務を担当する主任主事及び主事
略	

備考 略

別表第2 出先機関（第2条関係）

機 関	職
略	
ミュージアム	副館長、瀬戸内海歴史民俗資料館長、文化会館長
略	
自治研修所	所長、次長
消防学校	校長
略	
高等技術学校	校長、副校長、総務課長
略	
家畜保健衛生所	所長、次長、支所長
略	
教育センター	所長、次長
略	
屋島少年自然の家	略
五色台少年自	所長

	務を担当する副主幹、主任管理主事、管理主事、総務課の庶務、人事、給与又は法規関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事又は給与関係の事務を担当する主任主事及び主事
略	

備考 略

別表第2 出先機関（第2条関係）

機 関	職
略	
歴史博物館	館長、副館長、分館長
文化会館	次長
略	
自治研修所	所長、次長
消費生活センター	所長
消防学校	教頭
略	
高等技術学校	校長、副校長、総務課長（高松高等技術学校に置かれるものに限る。）
略	
家畜保健衛生所	所長、支所長
略	
教育センター	所長、次長
総合水泳プール	所長
総合運動公園	所長
略	
屋島少年自然の家	所長

然センター

略

備考 略

略

備考 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。